

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、 治療2月目から助成が受けられます。

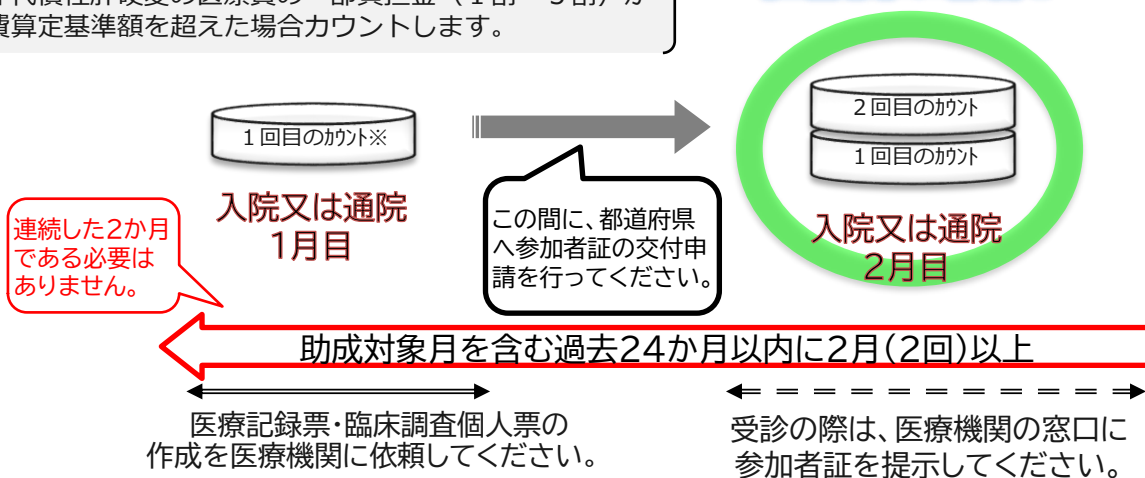
○ 助成対象となる主な要件

- ・B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
 - ・年収約370万円以下である。
 - ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療に限る※)を受けている。 ※保険適用のものに限る
 - ・上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額(高療)を超えた月が助成月を含め過去2年間(24ヶ月)で2月以上ある。
- 高療を超える2月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金(1割～3割)が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

医療費の助成！



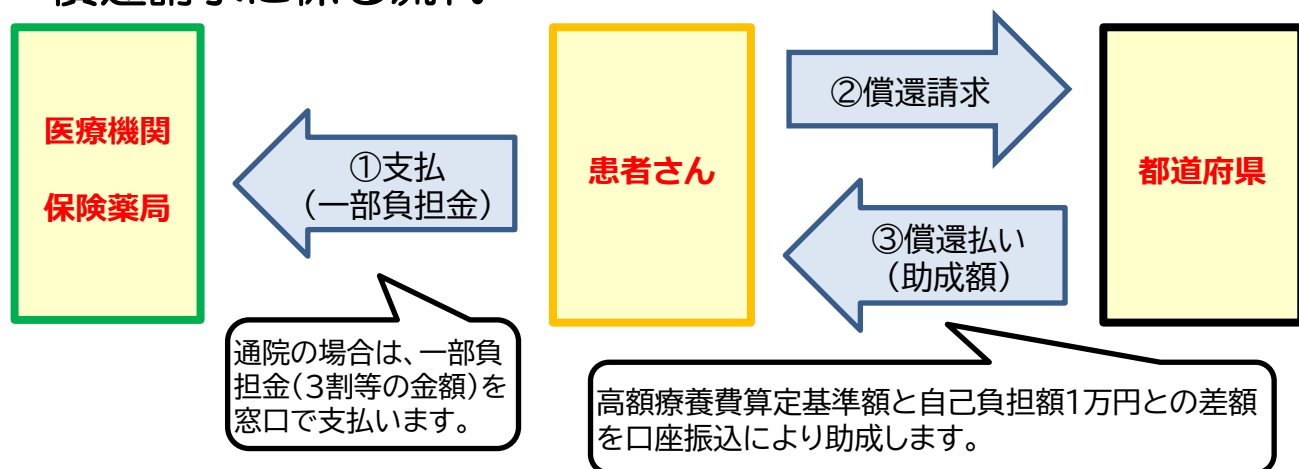
会計の際に医療機関や保険薬局(通院の場合)の窓口で医療記録票への医療費等の記載を依頼してください。

通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の 助成方法	入院の 場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口に表示できない場合は、一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の 場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 ※償還請求の方法は裏面をご確認ください。

「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者にご確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

- ☐ 医療費償還払い請求書(別紙様式第7)
- ☐ 請求者(参加者)の医療保険の限度額適用認定証等の適用区分が分かる書類
マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面
または、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しでも可)
- ☐ 請求者(参加者)の参加者証の写し
- ☐ 医療記録票の写し
- ☐ 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書(医療記録票に記載されている受診分のみ)の写し
- ☐ 振込先の口座番号等が確認できる資料(通帳・キャッシュカードの写し等)
- ☐ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療をうけようとする月以前の24月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し

<問合せ・書類提出先> 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県地域保健推進課 Tel 095-895-2466

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話[＃9110])に御連絡ください。